

官製談合防止法・独占禁止法のオンライン研修について（御案内）

公正取引委員会では、入札談合について厳正に対処するとともに、その未然防止を図るため、発注機関の実施する入札談合等関与行為防止法（いわゆる官製談合防止法）・独占禁止法の研修等において、当委員会の職員を講師とするオンライン研修を行っています。

職員向けに官製談合防止法等に関する研修等を実施される場合には、当委員会の職員を講師とするオンライン研修を行いますので、積極的に御活用ください。

コンプライアンス講習会や発注者綱紀保持講習会等の1コマとしても御利用いただけます。

◆ オンライン研修の内容

- 1 研修内容：入札談合等関与行為防止法（官製談合防止法）、独占禁止法の説明
- 2 受講対象職員：幹部職員、発注担当職員、契約担当職員、法令遵守担当職員等、貴機関の職員を対象とする研修に対応いたします（複数部局の参集、複数の会場での実施など、なるべく多数の方に御参加頂ける工夫をしていただくようお願いします。）。
- 3 所要時間：45分から90分程度（御相談に応じます。）。
- 4 実施方法：以下の2つの方法からお選びください。
 - ①会場への配信：貴機関において会場を御用意いただき、Web 会議システムを利用して説明内容を当該会場に配信する方法。
 - ②受講者に配信：研修日時に Web 会議システムを利用して説明内容を配信し、同時に受講者が各自の端末で研修を御視聴いただく方法。
- 5 使用教材：以下の教材等を使用します（テキストは当事務所から郵送いたします。）。
 - ・テキスト 「入札談合の防止に向けて」（公正取引委員会事務局）
(<https://www.jftc.go.jp/dk/kansei/text.html> にてダウンロードできます。)
- 6 研修費用：参加費用や講師謝金等は一切不要です。
- 7 留意事項：Web 会議システムの利用には、『Google Chrome』又は専用アプリケーションの導入と、インターネットへの接続が、それぞれ必要となります。Web 会議システムを利用できない場合等は、講師を会場に派遣して対面で説明することも可能です。

◆ オンライン研修の説明資料抜粋（※実際の資料と異なる場合があります。）

1. 研修のねらい

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

目的

(1) 独占禁止法の知識の習得
→ 事業者による入札談合を防止
(=入札談合の監視役になる)

(2) 官製談合防止法の知識の習得
→ 発注機関の職員が入札談合に関する官製談合の発生を防止
(=入札談合に関与しない)

対象者

国、地方公共団体、政府出資法人等の発注機関の職員

2-2. 独占禁止法の規制対象

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

独占禁止法は何を規制しているか

事業者による
4類型の行為を禁止

私的独占
支配型・排除型

不公正な取引方法
優越的地位の濫用、
再販売価格の拘束等

官製談合防止法
関連法

不当な取引制限
入札談合・価格カルテル等

競争制限的な企業結合
合併・株式取得等

補完法
下請法・(景品表示法)・
消費税軽減対策特別措置法

4-1. 官製談合の防止に向けて

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

未然防止のための取組の必要性

入札談合は悪質な独占禁止法違反行為
⇒ 発注機関の職員が関与することは許されない

関与行為等が行われた場合

- ・ 関与職員への損害賠償、懲戒処分、刑事罰等
- ・ 発注機関の信用の失墜、原因究明・改善措置等の対応

関与行為等の発生を防ぐことが望ましい
⇒ 未然防止のためには、発注機関の取組が重要

◆ オンライン研修受講者の感想

- オンラインでも理解しやすく、特に問題なかった。
- ほとんどストレスなく研修を受講できた。
- オンラインの説明は、会場で説明をいただく場合と、特に大きな差はないと感じた。

＜お問い合わせ先＞

〒460-0001
名古屋市中区三の丸 2-5-1
名古屋合同庁舎第2号館
公正取引委員会事務局
中部事務所 経済取引指導官
担当：山中（やまなか）、勝上（かつうえ）
TEL：052-961-9422
FAX：052-971-5003